

報 道 資 料

平成24年6月21日
人事課 梅野、藤井
ダイヤル 0742-27-8349
内線 2173、2180

「奈良県ワーク・ライフ・バランス推進労使宣言」について

奈良県と奈良県職員労働組合は、労使が力を合わせて、ワーク・ライフ・バランスの実現を推進するための労使宣言を行いました。

◆宣言の趣旨

職員それぞれが、趣味やボランティア、地域活動など仕事以外の生活の充実や、仕事と育児・介護の両立など、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現し、心身の健康と仕事に対するモチベーションを維持し続けるとともに、社会が求める公共サービスのさらなる向上に取り組むことができる職場づくりに向けた意識啓発のため、労使双方が積極的な取組を推進することを共同で宣言する。

◆宣言者

奈良県知事 荒井正吾
奈良県職員労働組合中央執行委員長 松本 毅

◆宣言日

平成24年6月20日

◆ワーク・ライフ・バランス（＝仕事と生活の調和）とは

仕事と生活の調和が実現した社会は、

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会

〈「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（平成19年12月18日、政府、地方公共団体、経済界、労働界の合意により策定）〉

◆宣言の骨子

- 1 ワーク・ライフ・バランス実現に向けた職員の意識改革
- 2 超過勤務の縮減、年次有給休暇の計画的取得
- 3 仕事以外の生活を充実できる職場づくり
- 4 子育て・介護を行う職員が働きやすい職場環境整備